

2017年度

NITE講座・前期(シラバス)

科目名	遺伝資源のアクセスと利益配分に関するABS指針への対応と ABS指針第5章に規定された書類発給について	拠点 (開講機関)	東京・幡ヶ谷 (製品評価技術基盤機)	講義日時	9月12日 14:00～17:00	教室 定員	50名
			大阪・コスモスクエア (製品評価技術基盤機)		9月14日 14:00～17:00		80名
科目概要 (300字)	<p>日本において、アクセスと利益配分(ABS)について定められた名古屋議定書が平成29年8月20日に発効となり、その担保のための「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(以下、ABS指針)が同日に施行されます。近年グローバル化が進んでいるバイオテクノロジー分野の研究開発では、海外での遺伝資源の取得や国境を移動する時にはABSに基づくルールを守る必要があります。</p> <p>本講座ではABS指針について解説し、遺伝資源の利用者として適正に対応するために必要な事項について解説します。受講者は、微生物の取扱いに関するルールや手続きについて、国内外の状況や対応を含め幅広い知識を得ることができます。</p>						

科目構成	No.	講義	講義概要(150字)	講義日	開講場所	取纏め者	講師所属
総論	1	ABS(アクセスと利益配分)の基礎	名古屋議定書などで定められたアクセスと利益配分(ABS)の原則に基づく遺伝資源の利用が必要となっています。利用者として遺伝資源のABSに必要な事項について解説します。	2017/9/12 (東京) 2017/9/14 (大阪)	製品評価 技術基盤 機構	バイオテクノロジーセンター計画課 戦略企画室	バイオテクノロジーセンター国際 事業推進課
海外の政策動向	2	海外のABS関連措置	世界各国で名古屋議定書に基づきABS関連法令の制定が進められています。遺伝資源にアクセスする上で注意すべきポイントについていくつかの国の法令を例に解説します。		本所(東京 都渋谷区 西原)		
国内の政策動向と対応	3	ABS指針の概要と利用者として必要な対応	日本におけるABS指針が8月20日より施行されます。その内容について概説し、遺伝資源の利用者として必要な対応について解説します。		大阪事業 所(大阪市 住之江区 南港北)		
	4	ABS指針第5章に規定された書類(取得書)の発給について	ABS指針第5章に記載されている「遺伝資源が国内で取得されたことを示す書類(取得書)」について、発給の仕組みと申請手続きについて解説します。				
	5	取得書を有効活用するために～遺伝資源の預かりサービスについて～	海外で遺伝資源を利用する際には、取得書の発給に加えて遺伝資源を国内に保管していることで、海外での遺伝資源消失のリスクをより避けることができると考えられます。NITEで提供している遺伝資源の預かりサービスについて解説します。				